

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則	教育改革室	1頁
	三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	高校教育室	1頁
訓 令	三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令	予算経理室	2頁
お知らせ	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十四条の二の規程に基づき職務権限の特例に関する条例	人材政策室	2頁
	三重県職員定数条例の一部を改正する条例	人材政策室	3頁
	副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	福利・給与室	3頁
	語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	高校教育室	4頁
	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例	人材政策室	4頁
	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	人材政策室	5頁
	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例	教育改革室	5頁
	三重県立図書館協議会条例及び三重県立美術館条例の一部を改正する条例	社会教育・文化財保護室	5頁

規 則

三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十四年三月十七日

三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県教育委員会規則第三号

三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

三重県立高等学校通学区域に関する規則（昭和三十三年教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表三の項高等学校の欄中三重県立宮川高等学校を削る。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十四年三月十七日

三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県教育委員会規則第四号

三重県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年三重県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第七十六条中「置く。ただし、次条を規定する学校運営協議会を設置するにあたっては、この限りでない。」を「置くことができる。」に改める。

第八十六条の二中「行い、その結果を公表するよう努めるものとする。」を「行つともじ、その結果を公表するものとする。」に改め、同条に次の一項を加える。

2 学校関係者評価に関し必要な事項は、別に定める。

第八十六条の三中「を行った場合はその」を「の」に改める。

別表一三重県立川越高等学校の項中「英語科」を「国際文理科」に改め、同表三重県立宮川高等学校の項を削る。

附 則

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 三重県立川越高等学校全日制課程英語科は、改正後の別表一の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

訓 令

教委訓第1号

各県立学校

三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月27日

三重県教育委員会委員長 丹 保 健 一

三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令

三重県立学校事務決裁規程（平成15年教委訓第1号）の一部を次のように改正する。

別表の表第15号の項中

「 県費外会計に関 すること 」	を	「 学校諸費等に関 すること 」に、
「 1 徴収通知 」	を	「 1 納付依頼通知 」に、
「 7 業者選定委員会の開 催 」	を	「 7 学校諸費等検討委員 会の開催 」に、

改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

お 知 ら せ

平成24年3月27日付け三重県公報号外に教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十四条の二の規定に基づく職務権限の特例に関する条例をここに公布します。

平成二十四年三月二十七日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第三号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十四条の二の規定に基づく職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の規定に基づき、同項第一号に規定するスポーツに関する事務（学校における体育に関するものを除く。）は、知事が管理し、及び執行することとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

2 この条例の施行の際本則に掲げる事務に係る法令、条例若しくは教育委員会規則（以下この項において「法

令等」という)の規定により三重県教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下この項において「施行日」という)前に法令等の規定により三重県教育委員会に対してなされた申請その他の行為で施行日以後において知事が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、知事がした処分その他の行為又は知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(三重県営総合競技場条例の一部改正)

- 3 三重県営総合競技場条例(昭和四十三年三重県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。
本則(第二条第三号及び第二十五条を除く)中「教育委員会」を「知事」に改める。
第二条第三号中「三重県教育委員会(以下「教育委員会」という)」を「知事」に改める。
第二十五条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(三重県営松阪野球場条例の一部改正)

- 4 三重県営松阪野球場条例(昭和五十年三重県条例第三十号)の一部を次のように改正する。
本則(第二条第一項及び第二十四条を除く)中「教育委員会」を「知事」に改める。
第二条第一項中「三重県教育委員会(以下「教育委員会」という)」を「知事」に改める。
第二十四条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(三重県営ライフル射撃場条例の一部改正)

- 5 三重県営ライフル射撃場条例(昭和五十一年三重県条例第六号)の一部を次のように改正する。
本則(第二条第一項及び第二十四条を除く)中「教育委員会」を「知事」に改める。
第二条第一項中「三重県教育委員会(以下「教育委員会」という)」を「知事」に改める。
第二十四条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例の一部改正)

- 6 三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例(平成四年三重県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。
本則(第二条第三号及び第二十五条を除く)中「教育委員会」を「知事」に改める。
第二条第三号中「三重県教育委員会(以下「教育委員会」という)」を「知事」に改める。
第二十五条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(三重県スポーツ推進審議会条例の一部改正)

- 7 三重県スポーツ推進審議会条例(平成二十三年三重県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。
本則(第四条第一項及び第八条を除く)中「教育委員会」を「知事」に改める。
第四条第一項中「教育委員会が知事の」を「知事が教育委員会の」に改める。
第八条中「教育委員会事務局」を「地域連携部」に改める。

三重県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十四年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第八号

三重県職員定数条例の一部を改正する条例

三重県職員定数条例(昭和二十四年三重県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「四、三九〇人」を「四、三八五人」に改め、同条第三号中「二七九人」を「二六四人」に改め、同条第九号中「二四九人」を「二四三人」に改め、同条第十号中「一、一四五人」を「三〇二人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十四年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第九号

副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

副知事等の給与の特例に関する条例(平成十七年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第六条中「及び病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改め、「除く。」の下に「現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第一号。以下この条において「現業職員の給与条例」といふ。）第一条に規定する職員及び県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年三重県条例第二号。以下この条において「県立高等学校等の現業職員の給与条例」といふ。）第一条に規定する職員」を、「病院事業庁企業職員の給与条例」の下に「現業職員の給与条例、県立高等学校等の現業職員の給与条例」を加え、同条中第二号を第三号とし、同条第一号中「相当するもの」の下に「のつち前号に掲げる職員以外のもの」を加え、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 職員の給与条例第六条の二の特定職員 百分の十五

第六条に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる職員以外の職員 百分の三

第八条中「公立学校職員の給与条例に規定する給料の調整額」の下に「教職調整額」を加える。

附則に次の一項を加える。

4 副知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成二十四年三重県条例第九号）による改正後の第六条第四号の職員の特例期間については、第一条中「平成二十三年七月一日」とあるのは「平成二十四年四月一日」とする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十四年三月二十七日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第十一号

語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例（昭和三十二年三重県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「年額三百九十万円」を「年額三百九十六万円」に改め、「三十万円を基準として」を削る。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十四年三月二十七日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第三十四号

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例

公立学校職員定数条例（昭和三十二年三重県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「三、三四一人」を「三、三三一人」に、「二六人」を「二〇人」に、「三、七〇五人」を「三、六七八人」に改め、同条第二号中「一、〇〇一人」を「一、〇五〇人」に、「九人」を「一人」に、「四八人」を「五二人」に、「三八人」を「三七人」に、「一、〇九六人」を「一、一五〇人」に改める。

第四条第一号中「六、一五四人」を「六、二二二人」に、「三九九人」を「三九七人」に、「二三三人」を「二一九人」に、「四〇〇人」を「三九九人」に、「七、一八六人」を「七、一三七人」に改め、同条第二号中「三、五九三人」を「三、五八四人」に、「一六六人」を「一六二人」に、「二六人」を「三〇人」に、「一七三人」を「一七四人」に、「三、九五八人」を「三、九五〇人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十四年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十五号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。
第六条中「四時間を」を「勤務日の勤務時間の二分之一に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間を」に、「当該四時間の勤務時間」を「当該勤務時間」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十四年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十六号

三重県立高等学校条例の一部を改正する条例

三重県立高等学校条例（昭和三十九年三重県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

「	三重県立相可高等学校	多気郡多気町	全日制	」を 」に改める。
「	三重県立宮川高等学校	多気郡大台町	全日制	
「	三重県立相可高等学校	多気郡多気町	全日制	

附 則

- この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。
- この条例の施行の日（以下「施行日」といふ。）の前日において三重県立宮川高等学校に在学している者は、施行日に三重県立相可高等学校に在学しているものとする。

三重県立図書館協議会条例及び三重県立美術館条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十四年三月二十七日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第三十七号

三重県立図書館協議会条例及び三重県立美術館条例の一部を改正する条例

（三重県立図書館協議会条例の一部改正）

第一条 三重県立図書館協議会条例（昭和二十五年三重県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

- 委員は、次に掲げる者のうちから三重県教育委員会が任命する。
 - 学校教育及び社会教育の関係者
 - 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - 学識経験のある者
 - 前三号に掲げる者のほか、三重県教育委員会が必要と認める者

（三重県立美術館条例の一部改正）

第二条 三重県立美術館条例（昭和五十七年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項を次のように改める。

- 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。
 - 学校教育及び社会教育の関係者
 - 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - 学識経験のある者
 - 前三号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社